

家庭関係事件の裁判の承認及び執行を めぐる欧州連合（EU）の新たな試み

——ブリュッセルⅡa規則の全面改正と1980年
ハーグ条約（子の返還手続）への対応——

春日 偉知郎

目 次

はじめに

- 1 改正規則を取り巻く環境と改正点
 - 2 国境を跨がる子の連れ去り事件の迅速かつ実効的な解決
——1980年ハーグ条約との関連性も含めて——
 - 3 子の福祉の尊重
 - 4 親責任事件の裁判の執行における執行許可手続（Exequatur）の廃止
 - 5 裁判の承認・執行についての拒否事由の限定列举
 - 6 親責任事件に関する裁判の執行のための総則規定
 - 7 1980年ハーグ条約との関係の明確化
 - 8 親責任事件における構成国の司法当局間の協力（改正規則第76条から第84条までの規定）
 - 9 公の証書（authentic instrument, öffentliche Urkunde）及び合意（agreement, Vereinbarung）
- む す び

はじめに

婚姻の破綻を契機とする両親による子の奪い合いは、国境を跨がる子の違法な連れ去り・留置の問題を生じ、その解決のためには、国際的な枠組みのなかで各国の司法当局による紛争の解決が不可避となっている。また、その実効性がもっとも問われる場面は、当事者である両親のいずれかの国において言い渡された裁判をこれとは別の国において承認し、実際に執行する段階においてであろう。子の返還をめぐる裁判所の判断は、現実子を返還するための執行手続が、子の福祉を尊重して、迅速、円滑、かつ容易に行われなければ意味がな

く、そのために、各国は、国際的な視野のなかでそのための制度を構築・整備することに尽力してきている。

これをめぐっては、周知のように、すでに1980年のハーグ条約（「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」）が存し、わが国も、2013年に同条約の「実施法」（「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」）を制定して、2014年のハーグ条約のわが国における発効に臨んできている¹⁾。しかしながら、改めて、裁判の実効性という観点から、近時の最高裁判決において問題となった具体的な事案を眺めてみると、そこでの当事者の対応を含めて、特に執行実務において満足のいく結果を得られているかどうかについては疑問無きにしも非ず²⁾、との感を払拭し切れない。

違法に連れ去られた子の返還手続を、スムーズに実施することは、単なる技術的な問題を超えて、子の福祉を最大限に尊重するという理念と執行の頓挫という現実との乖離をなくすることに寄与し、また、そのためには、国境の枠を超えた立法上の手当を施していくことが求められるであろう。こうした意味において、わが国の2019年における「実施法」及び「民事執行法」における関連部分の改正（前者では136条等、また、後者では174条以下等）は³⁾、国際的な流れを反映して、子の引渡し強制執行に関する規律を改善したものであり、国境を跨がる紛争（広く、子に対する監護養育や面会交流をめぐる紛争も含めて）の解決に資するのみならず、これをさらに促進するためのエポックであると考えられる。

本稿は、このような現況を踏まえ、また、必要に応じてさらなる改善の試みにいささかでも寄与するために、昨年、2019年6月25日に欧州連合（EU）において採択された規則（いわゆる「ブリュッセルⅡ a 規則（2003年）」を全面的に改正して、2022年8月1日から施行される「同・改正規則（2019年）⁴⁾」の要点を説明し、欧州連合（EU）における同種の問題への対応を眺めることを目的としている。また、その上で、これを通じて、わが国における今後の課題について、国際的な枠組みの中で検討を加え、あるべき方向性を探るための参考に供しようとするものである。

家庭関係事件の裁判の承認及び執行をめぐる欧州連合（EU）の新たな試み

なお、以下では、適宜、ブリュッセル II a 規則の改正規則（2019年）を「改正規則」、また、現行のブリュッセル II a 規則（2003年）を「現行規則」と記して、叙述することとする（前者の翻訳については関法第70巻 4号442頁以下、また、後者の翻訳については法務資料第464号『欧州連合（EU）民事手続法』（2015年）（春日記）85頁以下参照）。

〈注〉

- 1) 1980年ハーグ条約については、外務省のサイト上の条約及び関連資料を参照。
- 2) 最決平成29年12月21日裁判時報1691号40頁及び最判平成30年3月15日民集72巻1号17頁を含めて、例えば、木棚照一「子の奪取をめぐる国際的問題に関する若干の考察——ハーグ子奪取条約上の基準と従来的人身保護法上の基準との峻別」家庭の法と裁判21号（2019年8月）31頁以下など参照。
- 3) 内田義厚「民事執行法改正と家事実務への影響」法律のひろば73巻2号（2020年3月）62頁以下など参照。また、改正された民事執行法の評価については、中島弘雅「民事執行法改正の総括」法律のひろば73巻3号（2020年）57頁以下参照。
- 4) 正式名称は、Verordnung (EU) 2019/1111 des Rates vom 25. Juni 2019 über die Zuständigkeit, die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Ehesachen und in Verfahren betreffend die elterliche Verantwortung und über internationale Kindesentführungen (Neufassung), (ABL L178 S. 1); Regulations (EU) 2019/1111 of 25 June 2019 on jurisdiction, the recognition and enforcement of decisions in matrimonial matters and the matters of parental responsibility, and on international child abduction (recast), (OJ L 178/1)

なお、改正規則の翻訳（後掲関法70巻4号442頁以下）に際しては、ドイツ語の規則を基本として、英語の規則も対照した。

1 改正規則を取り巻く環境と改正点

(1) 改正規則を取り巻く環境

欧州連合委員会は、国境を跨がる家庭関係事件の現状について、ウェブサイトに記事を掲載している¹⁾。それによると、EU では国際的な家族（想定数1千6百万）の増加に伴って、国際的な夫婦間の離婚事件は年間で約14万件にのぼっており、両親の一方による子の連れ去りもおよそ1800件に達している。そのため、親責任（子の監護・養育及び面会・交流をめぐる親が担うべき責任）及び子の連れ去りに関する事件において子の保護が急務となっており、委

員会の2016年提案²⁾(以下「提案」と記す)に基づいて、欧州連合理事会は、新規則を制定して、明確、迅速、かつ実効的な裁判手続を設けることとした。

委員会は、ブリュッセルⅡa規則(2005年5月施行)の施行後の10年間の実務的な有用性のほか、EU裁判所が規則の解釈について言い渡した24の判決についても検討を加えて、規則の改正が必要であるとの結論に達した。また、欧州の司法の領域に於いて、相互信頼の原則をさらに発展させて、相互承認による裁判の自由な流通と子の福祉の一層の保護に対して障害となる要素を除去し、手続を簡素化して実効性を備えたものにするのが、改めて明確化された³⁾(なお、改正規則の理由3)参照)。

(2) 改正点

以上を踏まえて、改正規則は、その適用範囲をクロス・ボーダの事件に限定して、① EU域内において複数の構成国が関係する事件において、どの国の裁判所が、婚姻事件、親責任事件及び子の連れ去り事件について管轄権を有するか、また、② ある構成国内で言い渡された裁判が、他の構成国において承認され、執行される、ということをやより明確化している。具体的には、以下の5つの改正点が俎上に載せられて、検討が試みられている。すなわち、① 国境を跨がる子の連れ去り事件をやより早期に解決すること、② 子の返還手続において子の意見聴取を確実に実施すること、③ 他の構成国において裁判の実効的な執行を確保すること、④ 構成国間において権限ある当局の協力(態勢)を改善すること、⑤ 公の証書及び合意を構成国間でスムーズに流通させるためのルールを明確化すること、という諸点である。そして、特に子とその両親にとって最も期待される効果として、① 実効的な子の返還手続、② そうした手続費用の軽減、③ 外国における子の養育(及びその施設)等について規定の明確化、を指摘することがでる。また、この他に、④ 1980年ハーグ条約(子の返還手続)との連携(及び改正規則による同条約の補完)の強化も特筆に値するものである。

改正規則の重点は、親責任事件の裁判の承認及び執行に関する規定、並びに、

家庭関係事件の裁判の承認及び執行をめぐる欧州連合（EU）の新たな試み

国際的な子の連れ去り事件に関する手続に置かれており、子が関係する手続のすべてにおいて積極的に関与しようとする姿勢が明らかである⁴⁾。

全体を鳥瞰すると、順に以下の内容が定められている。すなわち、まず、98項目に及ぶ前文（規則の理由）、次いで、主要なものとして、①適用範囲及び概念規定（1章・1・2条）、②婚姻事件及び親責任事件（2章・3-21条）、③国際的な子の奪取（3章・22-29条）、④承認及び執行（4章・30-75条）—承認・執行の総則、特権を付与された裁判の承認・執行、執行総則、公の証書及び合意—、⑤親責任事件における（司法）協力など（第5章・76-84条、他に6-9章）、であり、全体で105ヶ条に及んでいる。また、この他に、附属文書I～IXにおいて各種の証明書の定型書式が掲載されている。節を改めて、主要な点について順を追って眺めてみる⁵⁾。

〈注〉

- 1) Official EU website, Memo/25 June 2019/Adoption of new rules to better protect children caught in cross-border parental disputes.
- 2) 本稿において述べる「改正規則（2019年）」に先だって、EUでは、現行のブリュッセルIIa規則（2003年）を改正する準備過程において、同規則の「改正提案（2016年）」（Europäische Kommission, Vorschlag für eine Verordnung des Rates über die Zuständigkeit, die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Ehesachen und in Verfahren betreffend die elterliche Verantwortung und über international Kindesentführungen (Neufassung)）（COM (2016) 411）が欧州連合委員会から公表されて、さまざまな問題の提起と改正点に関して詳しい報告がなされている。本稿では、必要に応じて、これも参照し、言及することとした。Vgl. Kohler/Pintens, Entwicklungen im europäischen Personen- und Familienrecht 2015-2016, FamRZ 2016, 1515 ff.
- 3) 前掲注2)「改正提案（2016）」COM (2016) 411, p. 2.
なお、改正規則の理由6）は、婚姻事件及び親責任事件における裁判等の構成国内における流通を容易にするために、裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する規定が、欧州連合の平面において、拘束力を有し、直接的に適用可能な一つの法律制度として規律される必要があるとしている。
- 4) Kohler/Pintens, Entwicklungen im europäischen Personen-, Familien- und Erbrecht 2018-2019, FamRZ 2019, 1478.
なお、前掲注1)のMemoによると、改正規則は、法的明確性に配慮し、手続及び弁護人に関する費用を少なくし、特に、できる限り子に対するマイナスの影響を軽微にするために、手続期間の短縮を試みている、としている。

また、Mansel/Thorn/Wagner, Europäisches Kollisionsrecht 2019, IPRax 2020, 101 によると、今回の改正は親責任事件の規定に集中しており、改正委員会は、婚姻事件の規定を同性間の婚姻に拡張することをめぐって生ずる議論の鋭い対立を回避するために、こうした規定については、そもそも触れようとしなかったとしている。

- 5) 改正規則に言及した論文は現在のところ少なく、本稿は、主として、前掲注4)に掲げる二つの文献に依拠した。

2 国境を跨がる子の連れ去り事件の迅速かつ実効的な解決 ——1980年ハーグ条約との関連性も含めて——

(1) 迅速かつ実効的な解決の試み

改正規則の眼目の一つである国際的な子の奪取に関する規律については、独立した一章を設けて（第3章・22条～29条）、新たな規律と補充を行っている。また、これに先立つ第21条が子の返還手続における「子の意見表明の権利」を新たに規定したことは、特筆に値する（3(1)参照）。

従来、平均的な子の返還手続は24週間かかり、特に上訴があった場合には長期化が避けられなかった¹⁾。改正規則は、これを改善し、子の返還手続を迅速かつ実効的なものにするという目的を貫くために、段階ごとに手続期間を設けることとしている。まず、特段の事情がない限り、第一審で最長で6週間とし、さらに上訴審においても、各審級で6週間に限ることとしている²⁾（24条2項・3項。同旨の現行規則11条3項をより明確化した）。また、中央当局は、子の返還の申立てがあった場合、5日以内にその受理を確認して、迅速に処理することとしている（23条）。紛争解決のためにメディエーションを選択するかどうかについては、裁判所は、手続の不当な遅延をまねく場合を除き、中央当局の援助も受けて、当事者に対して早い段階からその意向の確認を試みることとしている（25条）。

また、子の返還を命じる裁判については、改正規則第27条は、裁判所は、ハーグ条約第13条第1項b)の意味における重大な危険から子を保護するために、改正規則第15条による緊急事態における保護措置を含む仮処分をすることができるとし（5項）、また、子の返還を命じる裁判については、子の返還が、

家庭関係事件の裁判の承認及び執行をめぐる欧州連合（EU）の新たな試み

子の福祉を理由として、不服申立ての裁判に先立って必要である場合には、不服申立ての提起を顧慮せずに仮執行宣言を付することができるとしている（6項）。

さらに、子の返還を命じた裁判を他の構成国において執行する段階では、執行について権限ある当局は執行の申立てを迅速に処理し（28条1項）、執行開始から6週間以内に執行されなかったときは、執行を求める当事者又は執行構成国の中央当局は、執行について権限ある当局に対して、その遅延の理由の報告を求める権利を有する（同2項）。なお、子が他の構成国における里親又は施設において養育されなければならない場合には、受託構成国の中央当局は、嘱託構成国の中央当局から嘱託を受けた後3ヶ月以内にその許否を返答しなければならない（82条6項）。

このような形で、裁判の言渡しから執行に至るまで手続の迅速化が試みられている。

(2) 1980年ハーグ条約、特にその第13条第1項b)及び第2項による子の返還の拒否の裁判との関係について³⁾

面会交流のみを認める裁判と子の返還を命ずる裁判に関しては、改正規則は、他の裁判とは区別して特別な取扱いをしている。現行規則においても基本的に同じような取扱いをしているが、具体的には、以下のように精確な規律になっている。

子の返還を命じた裁判が1980年ハーグ条約第13条第1項b)及び第2項に基づいて拒否された場合、改正規則第29条は、子が連れ去られた国の管轄裁判所は、当事者の申立てに基づいて監護（養育）権の裁判を短期間に審理すべきであり（3項・5項）、「子の返還が命じられる基になる」監護権に関する裁判は、他のすべての構成国において執行可能であり（執行力を有し）、かつ、ハーグ条約第13条による子の返還を拒否した従前の裁判に関係なく執行可能であるとしている（6項）。

すなわち、改正規則第29条第6項は、「子を返還しないとす第1項による

裁判を損なうことなく、第3項及び第5項による手続において言い渡された監護養育権の裁判であって、子の返還の効果を伴うものは、第4章により他の構成国において執行力を有する。」と規定している。また、そこでの、第3項及び第5項の手続とは、上記の第29条の見出しに示されている1980年ハーグ条約による子の返還拒否の裁判の時点において、子が違法に連れ去られる直前に常居所のあった構成国の裁判所が関与した監護養育権をめぐる審理の手続を意味している。これを受けて、第4章第2節「特権を付与された裁判の承認及び執行」の第42条は、面会交流に限って認める裁判と、第29条第6項による裁判であって、子の返還を命ずるもの（42条1項）、との二つの裁判については、原構成国において第47条により証明書が発行されたことを要件として、「特別の手続を必要とせずにかつ、承認に対して不服申立てをすることができずに、その他の構成国において承認される。」（43条1項）（下線は筆者）とした上で、承認及び執行の段階で特別な取扱いをしている⁴⁾。

このように、1980年ハーグ条約第13条に基づいて子の返還が拒否される場合には、子が連れ去られた構成国の管轄裁判所は、当事者の申立てに基づいて、子の返還を命ずる基となる監護養育権に関する問題を短期間で審理し、裁判することになる。また、その裁判は、上述のように、執行面においても優先的に取り扱われ、単に1980年ハーグ条約との関係を精確化したにとどまらず、全体として迅速な処理に特化することによって、子に対する負担を避けようとする姿勢を明らかにしている。

〈注〉

- 1) 前掲1注1) Memo.
- 2) これに関連して、例えばドイツでは、「国際家族法上の手続の実施法に関する法律（2005年制定）」第38条が、1980年ハーグ条約第2条等（迅速な手続）に基づいて、子の返還手続を優先して、特に本案の裁判について申立てから6週間の期間内に判断するとしていることは参考に値しよう。法務省法制審議会ハーグ条約部会参考資料5 西谷祐子「『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約』の調査研究報告書」（20頁以下）参照。
- 3) 前掲1注4) Kohler/Pintens, FamRZ 2019, 1478.
- 4) すでに現行規則において、「特権を付与された裁判」に関して、構成国において

執行力のある裁判について証明書が発行されているものは、「執行宣言を必要とせず、かつ、承認が取り消されることなく」他の構成国において承認・執行することができると規定している（41条1項・42条1項）。改正規則も、これを踏襲している。これをめぐる委員会の議論については、Kohler/Pintens, FamRZ 2016, 1516 f.

3 子の福祉の尊重

子の福祉の尊重について最も重要なものの一つは、子の意見表明の権利であるが、この他にも、管轄裁判所の決定や、仮の権利保護を含む仮処分といった面においても子の保護が図られている。

(1) 子の意見表明の権利

子の意見表明に関して¹⁾、改正規則は、1980年ハーグ条約との関連性を、より精確に規定している。すなわち、規則の理由第39)は、子の意見表明の権利が欧州連合基本権憲章第24条第1項及び子供の権利条約第12条に基づいていることを述べている。また、第26条では、子の意見表明の権利を定めている第21条がハーグ条約による子の返還手続においても適用される、ということが明記されている。この第21条は「構成国の裁判所は、国内法規及び手続に従い、自己の意見を形成する能力のある子に対して、その意見を直接に又は代理人若しくは適切な部署を通じて表明する真の効果的な機会を与える。」（1項）と規定し、子の年齢及びその成長に応じて相応に尊重することとしている（2項）。

また、以下の留意すべき点がある²⁾。すなわち、まず、面会交流及び国際的な子の奪取後の子の返還を命じた裁判（42条以下）に関する承認及び執行に関連して、子の意見表明の権利を無視した場合には、原構成国は、そもそも承認及び執行のために必要な証明書を発行することを許されない（47条3項(b)）としている点である。また、親責任事件における裁判の承認拒否事由として、第39条が、意見表明の機会を与える必要性がなかった場合及び事案の緊急性を理由として意見表明を欠いた場合を除いて、裁判が「子が第21条による意見表明の機会を与えられずに言い渡された場合、承認を拒否することができる。」（39

条2項)と規定し、裏面から意見表明の機会を担保している点である。

(2) 子の常居所がある構成国の裁判所の管轄

親責任事件において管轄裁判所を決定するに当たっては、原則として、子の常居所がある構成国の裁判所が管轄権を有するとした上で、個別に、子の保護の面から子の利益にかなうような場所的な近接性を重んじて管轄裁判所を決定することとしている。具体的には、まず、申立ての時点において子が常居所を有している構成国の裁判所に管轄権を認め(7条1項)、また、子の違法な連れ去り又は留置の事案においては、「子がそうした状況に至る直前にその常居所を有していた構成国の裁判所は、以下になるまでは、管轄権を有し続ける。」(9条)としている。この「以下になるまで」とは、例えば、監護権者又は当局などが、他の構成国への「連れ去り又は留置に同意するまで」とか、又は、監護権者等が知っている子の居所において、子がその環境に慣れているなど(他に一定の条件を満たす必要があるが)の場合を意味している。このように、子の常居所や子との場所的な近接性を中心として管轄裁判所を決定するという面においても、子の福祉の観点が重要視されている³⁾。

なお、子の常居所を確定することができず、また、子が実質的な関連性を有する構成国の裁判所における「管轄の合意(10条)」がない場合には、子が居る構成国の裁判所が管轄権を有し(11条)、また、特段の事情により子の福祉にかなう場合には、他の構成国の裁判所へ管轄を移転することができる(12条)。これらも、子の福祉の尊重の現われであることは明らかであろう。

(3) 緊急事態における保護措置を含む仮処分

詳細は省くが、子(及びその財産)のために、緊急の事案においては、他の構成国の裁判所が本案事件の裁判について管轄権を有する場合であっても、自国法が定める保護措置を含む仮処分について管轄権を有することとしている。また、こうした仮処分を行った裁判所は、直接に又は中央当局を經由して本案事件の裁判所に宛ててその旨を遅滞なく通知するとともに、他方、後者の裁判

家庭関係事件の裁判の承認及び執行をめぐる欧州連合（EU）の新たな試み所が適切であるとみなす保護措置を自らとった場合には、前者に対して、同じくその旨を通知することとしている（15条）。

〈注〉

- 1) この点については、改正規則に先だって公表された改正提案（前掲1注2）をめぐって、村上正子「ブリュッセルⅡa規則の改正案に見るEUにおける子の奪取事案の解決枠組み」『現代民事手続法の課題（春日偉知郎先生古稀祝賀）』（2019年）363頁以下に詳しい分析がある。改正提案を対象としてはいるが、基本的な内容は同じであり、参考になる。
- 2) Mansel/Thorn/Wagner, IPRax 2020, 103.
- 3) 改正規則の理由第19)～第22)、第25)、第26)及び第30)なども参照。

なお、子の常居所をめぐるブリュッセルⅡa規則および子奪取条約における解釈について、西谷祐子「日本における子奪取条約の運用と近時の動向について」家庭の法と裁判26号50頁以下参照。

4 親責任事件の裁判の執行における執行許可手続（Exequatur）の廃止

執行許可手続については、改正規則第34条が、親責任事件の裁判について、これを言い渡した構成国において執行力があるものは、「他の構成国において執行宣言を必要とせずに執行することができる」とし（1項）、また、「面会交流権に関する裁判を他の構成国において執行するために、原構成国の裁判所は、不服申立ての提起にかかわらず、仮執行宣言を付することができる」としている（2項、第45条第1項も）。国境を跨がる執行に必要とされる中間手続である執行許可手続はすべての裁判について廃止され、これに代えて、執行権限のある当局に対して、第36条に規定されている、一定の要件を備えた書面を提出することとを要件としている（附属文書Ⅱ～Ⅳ）（35条）。また他方で、これによって、すべての構成国において執行は同一の要件の下で拒否され、又は停止されることとなり、関係する子はもとより、すべての市民に対して、法的安定性を高めることとなる。加えて、子が関係する国境を跨がる争訟における時間とコストを最小限にする¹⁾ということにも寄与することになる（理由58）

もちろん、その趣旨は、欧州連合の司法における相互信頼に基づくもので

あって、婚姻事件において言い渡された裁判についても、その承認は自動的にあって、同様に特別な手続を必要としない。

こうした執行許可手続の廃止は、ブリュッセル I a 規則 (EuGVVO) や扶養事件における裁判管轄等に関する規則 (EuUntVO) において執行許可手続が廃止されたこと (前者39条、後者17条) と同様に、民事事件における司法協力の新たなスタンダードに合致するものである²⁾³⁾。

〈注〉

- 1) 一般に、裁判手続によって私人は高いコストを負担せざるをえない状況に置かれるが—EU 域内であっても外国における執行手続である以上は同様である—、可能な限りこれを低くして、裁判へのアクセスを容易にすべきである。そのため、例えば、子の返還手続の事案では、親はメディアーションの利用を求めようとするし、手続全体を通して、平均しておよそ2200ユーロを要するとされる訴訟のコストを抑えようとする。改正規則では、一件当たり1100ユーロから4000ユーロを必要とするとして、執行許可手続は廃止されているため、当事者にとっては、コストの削減となる。また、迅速な執行手続によって、専門的な弁護士に依頼した場合に要する、10労働時間当たりの1000ユーロを大きく超える費用も著しく軽減されることになる (前掲1注1) Memo)。
- 2) Kohler/Pintens, FamRZ 2019, 1478.
- 3) 経緯については、Vgl. Kohler/Pintens, FamRZ 2016, 1516 f. これによると、従来は、現行規則第41条及び第42条による面会交流及び子の返還に関する証明書付の裁判を除いて、親責任事件の裁判の執行については、執行国における執行宣言 (執行許可) を必要としたが (現行規則28条1項)、2016年の改正提案 (1注2) 参照) によって、全面的に廃止するとの提案がなされ (改正提案第30条)、改正規則においてこれがそのまま認められた。

5 裁判の承認・執行についての拒否事由の限定列挙

改正規則は、現行規則と同様に、他の構成国が言い渡した裁判の承認及び執行について、統一的に規律するという方法を採用していない。親責任事件の裁判のすべてについて、執行許可宣言を必要とせずに執行されるとした上で (前掲4)、これ以外には、親責任事件における「特権を付与された裁判」(42条以下、前掲2(2)) とそれ以外の裁判とを区別して規律しているにとどまる。

この改正規則における裁判の承認・執行の規律は、ブリュッセル I a 規則の

家庭関係事件の裁判の承認及び執行をめぐる欧州連合（EU）の新たな試み

構造を踏襲しており、執行を求める当事者が改正規則第46条に定める書面を提出した場合、承認・執行の相手方がその拒否事由（婚姻事件について38条、親責任事件について39条）を主張しなければならない、という構造になっている、「拒否手続の提起責任の転換（Umgekehrtes Verfahren）」が図られている¹⁾。

親責任事件—特権を付与されていない裁判—において、裁判の承認が拒否される事由は限定列挙されている。具体的には、執行構成国の公の秩序に明らかに抵触する場合（39条1項a）のほか、手続開始書面等の適時の送達を欠いた場合（同b）、裁判が審問の機会のないまま言い渡された場合（同c）、事後の裁判と抵触する場合（同d、e）などである（婚姻事件においても基本的に同様（38条）である）。また、執行の拒否事由についても、上記と同様である（41条）。他方、ここに列挙されていない事由、例えば、訴訟係属の規則（訴訟競合に関する20条）に反したことを拒否の理由として主張することはできない。

また、親責任事件の特権を付与された裁判に関しては、承認・執行の拒否事由は、事後に言い渡された特定の裁判との抵触のみに限定されている（他に、拒否事由はない。43条1項、50条²⁾）。もちろん、こうした特権を付与された裁判の承認・執行については、第47条により特別な包括的な証明書が提出された場合に限られている（48条により訂正のみならず、取消しも可能なものであり、特権の付与されていない裁判に関する37条の証明書の訂正とは異なる。）。

執行許可手続の廃止と同じく、構成国間の司法に対する相互信頼の原則によるものであって、不承認の事由は、本規則の目標である、承認及び執行手続の簡素化と、子の福祉の実効的な保護に照らして、最小限のものとされている。不承認の事由を限定することは、この段階ではもはや真に争いのある争点のみを主張することを可能にし、多数の争点の審理を避けて、執行の停滞・頓挫による子の負担を軽減することに連なると考えられる。

なお、すでに指摘したように（3(1)）、親責任事件において子の意見表明の機会を与えずに裁判を言い渡したことも不承認事由の一つとされているが、これについては若干の補足を必要とする。まず、子に対する聴取方法に関して、

原裁判所が用いた方法と承認国のそれとが異なるということを唯一の理由として承認を拒否することはできない。承認を求められた構成国は、特別の例外が存する場合には、承認を拒否すべきでない。手続が子の財産にのみ関係し、意見表明の機会を与える必要がなかった場合、また、とりわけ、事件の緊急性を考慮すべき重大な理由があった場合、例えば、子の身体的及び精神的な健全性並びに子の生命に対する直接的な危険があり、これ以上遅延すると危険が現実には発生するおそれを生ずる場合には、執行構成国の裁判所は、子の福祉に配慮した意見表明の機会が与えられなかったということを唯一の理由として承認を拒否することはできない（39条2項）。

〈注〉

- 1) Mansel/Thorn/Wagner, IPRax 2020, 102.
- 2) Kohler/Pintens, FamRZ 2019, 1479 は、婚姻事件及び親責任事件の裁判の承認・執行の拒否事由に対する特則とみることができるとしている。

6 親責任事件に関する裁判の執行のための総則規定

(1) 原則及び一部執行

改正規則は、親責任事件の裁判の執行のための総則規定を第4章第3節（51条以下）において定めている。まず、執行は原則として執行国の法を規準とし、構成国において言い渡された裁判が、原構成国において執行力を有するものであるときは、執行構成国の裁判と同様の条件の下で執行構成国において執行される（51条1項）。また、一部執行も可能であるが、（53条1項・2項）子の返還を命ずる裁判の執行については除かれる（同条3項本文）。もっとも、1980年ハーグ条約第13条第1項b）の意味における危険から子を保護するために命じられた保護措置を含む仮処分を執行する場合には、一部執行も可能とされている（同条3項担書）。ちなみに、面会交流の執行について、執行構成国の権限ある当局又は裁判所は、面会交流に必要な措置について重要な内容を欠いているなど不十分な場合には、面会交流権の行使方法を定めることができる（54条1項）。

(2) 執行の停止及び拒否

執行の停止及び拒否については、以下が、主に留意すべき点であろう¹⁾。すなわち、原構成国において裁判の執行力が停止されている場合、執行構成国の権限ある当局又は裁判所は、職権で、又は執行を受ける者若しくは子の申立てに基づいて（後者は国内法に定めがあるとき）、執行手続を停止する（56条1項）。また、原構成国において裁判に対して通常の不服申立てがなされている場合や、不服申立期間が経過していないなどの場合のほか、裁判の承認の拒否事由（39条）や裁判の抵触（50条）があるときには、執行手続の全部又は一部を停止することができる（56条2項）。さらには、裁判の言渡し後に生じた「一時的な障害又は著しい事情の変更のために子に対して身体的又は精神的な損害の重大な危険をもたらすであろうとき（そうした危険が継続しているとき）」にも、権限ある当局又は裁判所は、申立てにより執行手続を停止又は拒否することができる（同4項・6項）。

〈注〉

- 1) Mansel/Thorn/Wagner, IPRax 2020, 103.

7 1980年ハーグ条約との関係の明確化

これに関して改正規則第98条は、「子が違法に連れ去られ又は違法に留置される直前にその常居所を有していた構成国とは別の構成国に違法に連れ去られ又はそこで違法に留置されている事案においては、1980年ハーグ条約は、本規則の第3章（国際的な子の連去り一筆者）及び第6章（通則一筆者）の諸規定によって補充されて、以後も適用される。」と規定している（規則の理由40）及び1条3項も参照）。具体的には、第22条において、ハーグ条約に基づいて、16歳未満の子について、違法な連れ去り又は留置の直前にその常居所を有していた構成国の裁判所に監護養育権の侵害を理由として子の返還の申立てがあったときは、本規則の第23条から第29条までの規定（「第3章国際的な子の連去り」の規定一筆者）が、同条約を補充して適用されると定め、第26条は、返還手続における子の意見表明の権利（3(1)参照）を規定している第21条は、

ハーグ条約による子の返還手続にも適用されるとしている。

また、子の返還のための手続に関連して、裁判所がハーグ条約第13条第1項 b) 一返還により子が身体的又は精神的な害を受ける重大な危険がある場合の返還拒否一のみを理由として子の返還を拒否しようとする場合に、子の返還を求める当事者が、裁判所に対して十分な証拠によって子の返還後の保護を保障するための適切な措置がなされているとの心証を得させたときには、裁判所は子の返還を拒否しない旨を定め(27条3項)、裁判所が子の返還を命ずる場合に、必要があるときは、同じくハーグ条約の上記の条項の意味における重大な危険から子を保護するために、保護措置を含む仮処分をすることができるとしている(27条5項)。さらに、第29条は、ハーグ条約の第13条第1項 b) 及び第2項により子の返還の拒否をした後の手続について詳細に規定しているなど(同条項は、前掲2(2)の「特権を付与された裁判」とも直接に関連している)、随所に改正規則とハーグ条約との密接な関係が示されている。

違法な子の連れ去りと子の返還をめぐる、1980年ハーグ条約を根幹に据えつつ、同条約を補完する形で改正規則が機能するように、両者の連携・整備が一層進んだものと評価できるであろう。

8 親責任事件における構成国の司法当局間の協力 (改正規則第76条から第84条までの規定)

子が関係する事案においては、個々の構成国の中央当局間の良好な協力関係は、相互の信頼を不可欠の前提としている。改正規則は、両親と直接的な接点をもつ中央当局間の協力関係を促進するとともに、子を保護する当局を、こうした国境を跨がる協力関係に組み込むことを予定している。また、子を他の構成国において養育するという厄介な問題についても、子が養育されるべき構成国の同意を得るための明確な手続を定めて、解決を図っている¹⁾。

各構成国が定めた中央当局は、親責任事件における国内法規、国内手続及びサービスに関して情報を伝え、本規則の適用をより良くするために、適切と考える措置を講ずる。また、中央当局は、本規則の目的を達成するために、民事

家庭関係事件の裁判の承認及び執行をめぐる欧州連合（EU）の新たな試み

及び商事事件のための欧州司法ネットを利用して各構成国の権限ある当局の協力を促進し（77条）、他の構成国に宛てて行われるさまざまな嘱託について中央当局を経由して送付する（78条）。

こうした一般的な役割とは別に、受託構成国の中央当局は、親責任事件における重要な情報の入手・交換などのあらゆる適切な措置を、直接に又は裁判所や権限ある当局を介して講ずる（79条）。また、子が重大な危険にさらされて、それを回避するための措置が講じられたような場合には、子が移された他の構成国の裁判所や権限ある当局に対して、現に存する危険や講じようとした措置などについては、やはり中央当局を介して通知することになる（80条）。なお、受託当局は、嘱託書を受理した後遅くとも3ヶ月以内に嘱託中央当局に回答を転送することとしている（同条3項）。この他に、子を他の構成国に転居させる際には、その国の同意を得るための手続（82条）等、さまざまな役割が詳細に規定されている²⁾。

〈注〉

- 1) 前掲1注1) Memo.
- 2) なお、Mansel/Thorn/Wagner, IPRax 2020, 104 は、裁判所間の協力・連携を規定する改正規則第86条は、新欧州倒産規則（2015年）第42条（裁判所の協力と連携）を原型としており、国境を跨がる裁判官の協力が実務からの要請に基づいて改善された結果であるとしている。

9 公の証書（authentic instrument, öffentliche Urkunde）及び合意（agreement, Vereinbarung）

離婚及び別居並びに親責任事件における「公の証書及び合意」については、新たに、第4章第4節において規定されている。

公の証書とは、本規則が適用される事件について第2章により裁判管轄が認められる構成国において公の証書として正規に作成又は登録された書面をいい、また、合意とは、裁判外で当事者がした合意であって、同じように裁判管轄が認められる構成国において登録されたものをいう（2条2項、64条1項）。①別居及び離婚に関する公の証書及び合意については、原構成国において法的拘

束力を有するものは、他の構成国において特別の手續を必要とせずに承認されるし、②親責任事件における公の証書及び合意については、法的拘束力を有し、かつ、原構成国において執行力を有するものは、他の構成国において、執行宣言を必要とせずに、承認及び執行がなされる（65条1・2項）。また、そのためには、いずれについても、一定の要件を備えた証明書（附属文書Ⅷ・Ⅹ）が、第103条により欧州委員会に通知のあった官庁によって作成され、提出される必要があるほか、親責任事件においてはその内容が子の福祉に反する内容を含むときには発行することはできない（66条3項）。

公の証書の具体例としては、例えば離婚に関して、官庁の協力のもとで成立し、それについて公の証書が作成された場合、この証書には、上記の効果が認められる。また、フランスの2016年11月18日の法律 Nr. 2016/1547 により弁護士との関与のもとで夫婦が私文書で合意した離婚であって、フランスの公証人のもとで登録されたものについても、通知のあった当局としての公証人が定められた書式において「本規則第2章第1節により原構成国が権限を有するという記載にチェック」したものは、公の証書に含まれる¹⁾。

いずれにせよ、前記のように、裁判の承認・執行について特別の手續を必要としないことは、承認に関する第30条及び執行に関する第34条と平仄を合わせたものであり、また、裁判以外に、承認・執行名義を作成することが可能とされている点は注目すべきところである。

公の証書又は合意、特に親責任事件における公の証書又は合意の承認・執行については、子の福祉に鑑みて、承認が、これを求められている構成国の公の秩序に明らかに抵触する場合等々の場合において、拒否される（68条2項 a）～d）。だが、子が意見表明の機会を与えられずに公の証書が作成され又は合意が形成された場合には、これらに基づく承認・執行は、ストレートに拒否事由に該当するのではなく、拒否することができると規定されている。実質的な差異は別として、裁量の余地を残した規律である（68条3項）ことは明らかである²⁾（関連して、前文39）及び71）も同様の趣旨を述べている。）。

〈注〉

- 1) Koler/Pintens, FamRZ 2019, 1479. もっとも、同論文は、公の証書に含まれるとしている後者の例については、要件とされている登録は、合意の登録であって、合意の成立について、その過程がフェアであって、関係者の権利が守られている保障はない（離婚が抵触法上の規準に従った法に則しているかどうかの審査はない）し、ローマⅢ規則（離婚及び別居に適用される法に関する欧州議会及び理事会の EU1259/2010 規則）が、国家の裁判所若しくは公の当局のコントロールのもとで言い渡された離婚のみを範囲に含めていることにも抵触するとして、疑問を呈している。
- 2) 3(1)も参照。

む す び

以上、改正規則の主要な内容を素描したが、結びに代えて、関連する関心事として、次の三つについて言及しておきたい。

まず、EU 構成国の市民にとっての関心事として、連合王国及びアイルランドが、欧州連合から離脱（Brexit）することに関連して、改正規則との関係が取り沙汰されている。両国は、現段階では、離脱とは別に、改正規則の「採択及び適用」にオプションで参加することを表明している（改正規則の理由95）。だが、改正規則が2022年8月1日に施行される段階で、なお離脱していない場合にのみ改正規則が適用されることになろう（なお、デンマークは、民事事件における司法協力に参加していないため、改正規則は適用されない）。

次に、わが国においては、改正規則によって言い渡された裁判に基づいて、その執行が実際に迅速かつスムーズに行われるかどうかということについて関心が集中するであろう。本稿の冒頭（はじめに）において指摘したように、例えば、国境を跨がる子の奪取事件において、子の返還の裁判が、改正規則に従って順調に進んだとしても、執行段階でその実現がうまくいくかどうかについては、それぞれの構成国の執行法に委ねられるため¹⁾、その実効性が十分に担保されているとは必ずしもいえないのではなかろうか。裁判の執行においては、執行許可手続は全面的に廃止されたが、執行手続それ自体に関しては、執行構成国の法が規準となり（51条）、執行構成国が定める手続によることにな

るからである。わが国では、近時の、実施法及び民事執行法の改正によって、子の引渡しの強制執行に関する規律が改善された結果、実務における今後の運用に焦点が移っていることに鑑みて、こうした観点からそれぞれの構成国において子の返還について実効的な執行が実現するかどうかを眺めつつ、今後に期待したいところである。

最後に、改正規則が、子の奪取・返還を含む親責任事件に比較して、婚姻事件（離婚、別居、婚姻の無効・取消し）についての改正に対しては消極的であった理由を示したが（1注4）、これに関連する問題に対して、今後の関心が世界的に一高まるであろうことを指摘したい。具体的には、改正規則が、同性間の婚姻についても適用の対象としているか否かという、規則の適用範囲の問題として現れてくる。

この点について、Kohler/Pintens (FamRZ 2019, 1480) は、多くの構成国において同性間の婚姻は許容若しくは承認されており、近年では広く受け容れられていることからすると、改正ブリュッセルIIa規則の適用範囲から除くことは、規則の目的と整合性を欠くし、裁判所が離婚可能な婚姻がないという理由で離婚を拒否することはできず、他の結論は欧州連合基本権憲章第21条（非差別）に抵触するとしている。欧州連合やわが国においてのみならず、世界的にも今後の大きな課題であり、関心事であろうことを指摘して、筆を擱く。

〈注〉

- 1) 子の引渡しの執行に関する各国の状況については、前掲2注2) 西谷報告書39頁以下（ドイツ）、58頁（フランス）、88頁以下（連合王国）、119頁以下（カナダ）に詳しい。